

(別紙2)

本件就業規則(乙3)

第20条(その他法定休暇)

1 職員から次の各号の請求があった場合は対応する休暇を付与する。

① 女性職員の出産(出産日は産前) 産前6週間産後8週間

②以下(略)

2 本条の休暇に対する賃金は無給とする。

以下(略)

第22条(育児休業)

1 職員は、別途定める育児介護休業規程により、育児休業を申し出ることができる。

2 本条の休業に対する賃金は無給とする。

第31条(服務心得)

職員は服務にあたって一般的に誠実に勤務をすることを要するが、特に次の事項を遵守しなければならない。

1) (略)

2) 誠実義務違反・反社会的・迷惑・不正行為等の禁止

・ 医院の命令および規則に違反し、また上長に反抗し、その業務上の指示および計画を無視してはならない。

以下(略)

第39条(懲戒事由と適用)

1 訓戒、譴責、減給および出勤停止、降格

次の各号の一に該当する場合は、情状に応じ、訓戒、譴責、減給、出勤停止または降格に処する。但し、行為の程度が著しく重い場合には、2)に定める処分に処することがある。

① 正当な理由なく欠勤、遅刻を重ねたとき

②, ③ (略)

④ 第5章に定めるサービスの規定に違反した場合であって, その事案が軽微なとき  
以下 (略)

#### 第45条 (解雇制限)

職員が業務上の傷病により療養のために休業する期間およびその後30日間, ならびに女性職員が第20条の規定により出産のために付与された休暇の期間およびその後30日間は解雇しない。

#### 第46条 (一般退職)

1 職員が次の各号の一に該当する場合には, 各号に記した日をもって退職とする。

①ないし③ (略)

④ 休職期間満了日までに休職理由が消滅しないとき (休職期間満了日)

以下 (略)